

第1回兵庫県規制改革推進会議次第

日 時 令和元年8月22日(木) 14:00～16:00
場 所 兵庫県本庁舎3号館6階 第1委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 規制改革推進会議設置要綱(案)について

(2) 審議事項

① 令和元年度の新たな審議項目

② 昨年度の議論を踏まえ議題とする新たな論点

- ・ 標準処理期間を定めている手続等に関する事項
- ・ 許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項

3 その 他

4 閉 会

【配付資料】

資料1	兵庫県規制改革推進会議設置要綱(案)
資料2-1	令和元年度の新たな審議項目(個表)
資料2-2	令和元年度の新たな審議項目(参考資料)
資料3	標準処理期間を定めている手続等に関する事項
資料4	許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項

第1回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

1 委員

氏名	所属・役職	出欠	代理者
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	
三輪 康一	神戸大学名誉教授	出席	
三原 修二	兵庫県経営者協会会長	出席	
辻 芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	出席	
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長	出席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	

2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
金澤 和夫	兵庫県副知事	出席	
藤原 保幸	兵庫県市長会会長	欠席	
庵道 典章	兵庫県町村会会長	代理出席	次長兼総務課長 横山 雅子

兵庫県規制改革推進会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制等のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

（委員長）

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（オブザーバー）

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるることができる。

（専門委員）

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

(会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画県民部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画県民部政策調整局広域調整課に置く。

- 2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1（第 3 条関係）

氏名	所属・役職
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
三輪 康一	神戸大学名誉教授
三原 修二	兵庫県経営者協会会長
辻 芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長
中後 和子	学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員

別表 2（第 5 条関係）

氏名	所属・役職
金澤 和夫	兵庫県副知事
藤原 保幸	兵庫県市長会会長
庵途 典章	兵庫県町村会会長

委員の謝金（第8条関係）

「兵庫県規制改革推進会議」は、幅広い専門的知見を有する有識者による提言を得るための会議であることから、委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
委員長	日額 15,500円
委員 (第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者を含む)	日額 12,500円

令和元年度の新たな審議項目

規制緩和等の提案状況 9件（令和元年8月22日時点）

1 県・市町の条例等による規制に関する事項（1件）

	提案事項	提案内容	所管部局等	所管部局等の考え方
(1)	製品を包装する際の容積の基準 【提案者】 P&G ジャパン(株)	・商品の包装において、神戸市が過大包装として規定している空間容積の基準を、現行の15%から20%に見直すなど、商品の包装に関する基準を緩和してほしい。	神戸市	規制・手続の見直し ・商品の多様化に伴い、時代の変化に対応した柔軟な規制とするため、空間容積の包装容積に対する割合(15%)等について要綱改正を検討する。

2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項（1件）

	提案事項	提案内容	所管部局等	所管部局等の考え方
(1)	道路占用許可の更新時における申請方法 【提案者】 新温泉町	・上下水道管等の占用物件の更新申請時に、市町及び公営企業については平面図等の添付書類を省略可とする等、更新申請手続を簡素化してほしい。	県道路保全課	制度内容の明確化 ・道路占用事務取扱要綱を改正し、変更を伴わない更新申請にかかる必要書類を「占用の場所の位置図」及び「前回の許可書の写し」のみとする旨記載する。

3 国の法令等による規制に関する事項（1件）

	提案事項	提案内容	所管部局等	所管部局等の考え方
(1)	地籍調査の現地立会の簡素化等 【提案者】 県測量設計業協会	①山村部での筆界確認 ・対象面積が大きい上、高齢化等で、所有者立会による境界確認が困難化しており、土地所有者の負担軽減が必要。 ②所有者不明土地での筆界確認 ・所有者不明土地では隣接土地所有者等による確認でも可とする等の、効率的な調査手法の導入について、速やかに検討してほしい。	県農地整備課	① 現行制度で対応 ・空中写真などのリモートセンシングデータを活用した新たな手法により、提案内容を実現。 ② 国へ制度の見直しを要望 ・地籍調査が円滑に進むよう、所有者不明土地の筆界確認手法等について、制度の見直しを国へ要望する。

※ 9件中上記3件を除く6件は、次回会議で審議予定。

1-(1) 製品を包装する際の容積の基準

根拠法令等	(市)神戸市民のくらしを守る条例、同施行規則 神戸市消費者包装の適正化の指導に関する要綱
提案内容 (提案者:P&G ジャパン(株))	
<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市が定める商品包装時の過大包装とする基準が厳しく、製品の特性を出した包装等が制約され、多様な製品の開発や、より良い品質の製品の提供の妨げになる場合がある。 ・例えば、製品を詰め合わせて販売する場合に、表示や製品が正面を向くように固定する包材を入れた場合、規定される空間容積を超える場合がある。また、1回分がフィルムに覆われた洗剤を外装の容器に充填する場合、その性質上ふたから十分に距離を確保できていないと、ふたを閉める際に内部の洗剤を破損してしまう可能性がある。 ・公正取引委員会の「適正包装規則」等で過大包装に関する基準が設定されている商品(化粧品、化粧石けん、歯みがき、アイスクリーム、チョコレート等)については、市の基準が適用除外されることを明文化して頂きたい。 ・その他の商品についても、①商品の特性上やむを得ない事情があると認められる場合、②包装の特性上製品の容積が明らかな場合等を、例外として明文化していただくとともに、過大包装として規定される空間容積を現行の15%から20%として頂きたい。 	
規制の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市では、宝石・貴金属類及び極めて高価な美術工芸品を除きすべての製品について、包装容積から内容品体積を控除した空間容積の包装容積に対する割合が15%を超える消費者包装を過大包装とし、禁止している。 	
【過大包装の禁止(神戸市民のくらしを守る条例)、過大包装の基準(同条例施行規則)】	
<p>神戸市民のくらしを守る条例</p> <p>第26条 事業者は、消費者包装(消費者が直接手にしたときの商品の包装をいい、容器を用いた包装を含む。以下同じ。)について、消費者に内容を誇張した包装その他の内容品の保護又は品質保全上の必要を超えた過大な包装(以下「過大包装」という。)をしてはならない。</p> <p>2 過大包装の基準は、規則で定める。</p> <p>神戸市民のくらしを守る条例施行規則</p> <p>第17条 条例第26条第2項の過大包装の基準は、次の各号のいずれかに該当する消費者包装とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 内容品以外の空間容積が必要以上に大きなもの (2) 内容品の価格に比べて必要以上に包装経費をかけているもの (3) 内容品の名称、量目、価格、使用方法、性状その他これらに類する事項について消費者の商品選択に資するための適切な表示又は説明のないもの (4) 商品の無理な詰合せ又は抱合せをしているため必要以上に大きくなっているもの (5) 明らかに二次使用を偽装したもの 	
【過大包装の空間容積に関する基準(神戸市消費者包装の適正化の指導に関する要綱第4条)】	
<p>神戸市民のくらしをまもる条例施行規則第17条第1号に規定する内容品以外の空間容積が必要以上に大きなものとは、包装容積から内容品体積を控除した空間容積(内容品の保護等のために個々の内容品の周囲又はその間にしきり又は緩衝材を必要とする消費者包装については、当該空間容積から必要空間(内容品保護等のために必要とする最小限の空間をいう。以下同じ。)の容積を控除した空間容積)の包装容積に対する割合が15パーセントを超える消費者包装をいう。</p>	
条例等所管部局等の回答 (神戸市)	
【規制・手続の見直し】	
<p>商品の多様化に伴い、時代の変化に対応した柔軟な規制とするため、神戸市消費者包装の適正化の指導に関する要綱(以下、「要綱」という。)を今年度改正する予定である。</p>	
<p>主な改正内容は、商品の特徴的な包装形態、包装技術又は内容の特性等により、合理的な理由があると認められるときは、過大包装の基準を適用しないとする柔軟規定を盛り込み、要綱第4条に規定される空間容積の包装容積に対する割合(15%)についても、併せて改正を検討中である。</p>	

2-(1) 道路占用許可の更新時における申請方法

根拠法令等	(県)道路占用規則
提案内容 (提案者:新温泉町)	
<ul style="list-style-type: none"> ・道路における上下水道管の占用物件については、許可期間が5年又は10年であり、終期は3月末となっている。 ・県管理道路に関する占用期間の更新申請時には、位置図や前回の占用許可証の写しのほか、図面(平面図、断面図等)の提出が必要である。また、更新手続の期間は、年度末の1ヶ月程度に限定されている。 ・占用物件の内容が変更とならない更新申請でも、前回の占用許可書の写しの添付や規格の大きな前回申請と同じ平面図のコピー作業、着色作業等が伴うため、煩雑な事務作業となっている(平面図等は各2部必要)。 ・近畿地方整備局(国交省)の国道占用更新の手続は、郵便はがきで更新の確認を行うのみである。 ・市町及び公営企業を対象に、占用物件の更新申請については、添付する平面図等を省略可とするなど、更新申請手続の簡素化を検討願いたい。 	
規制の状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・県では、道路法及び道路法施行令に基づいて、道路占用規則を定めており、道路占用の期間を更新する際の申請時期や、申請時に必要となる添付書類について規定している。 ・申請は各土木事務所で受け付け、添付書類に不備が無いかな等の審査を行っている。 ・道路占用許可(更新)手続について、平成7年に国から簡素化措置の徹底に関する通知が出されたことを受け、県でも、当初申請時と変更のない物件は当初申請時の図面を活用するなど、簡素化措置が図られるよう土木事務所等に周知を行っている。 	
<p>【占用期間の更新(道路占用規則第6条)】</p>	
<p>占有者は、占用許可の期間満了後引き続き占用の許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の1箇月前までに道路占用許可申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 占用の場所の位置図 (2) 前回の許可書の写し (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 	
条例等所管部局等の回答 (道路保全課)	
<p>【制度内容の明確化】</p>	
<p>「道路占用事務取扱要綱」を改正し、変更を伴わない更新申請にかかる必要書類は「占用の場所の位置図」及び「前回の許可書の写し」のみであり、提案内容にあるような「平面図」をはじめとした規則に定めのない図面の提出は不要である旨記載する。</p>	
<p>また、改正した要綱について、各土木事務所へ通知するとともに、管理業務課長等会議や各種担当者研修等の場でも周知徹底を図り、更新事務の負担軽減に努める。</p>	
<p>【改正内容】</p>	
<ol style="list-style-type: none"> (1) 第1節 受付事務 2(2)許可申請(協議)書の添付書類「その他必要と認める書類」の行を削除。 (2) 第1節 受付事務 4 に次の文言を追加。 	
<p>「道路占用許可内容の変更を伴わない更新申請については、道路占用規則(昭和37年11月24日規則第95号)第6条(3)の規定に基づく「占用の場所の位置図」及び「前回の許可書の写し」のみ徴することとする。」</p>	

3-(1) 地籍調査の現地立会の簡素化等

根拠法令等	(国)国土調査法・地籍調査作業規程準則
提案内容 (提案者:兵庫県測量設計業協会)	
<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査の実施は、不明確な土地境界による紛争の未然防止や、公共事業や民間開発事業、防災関連事業の計画的な推進、災害復旧の迅速化など、多くの効果が見込まれる。 ・地籍調査は市町村が実施し、一筆地調査では、土地所有者の立会により境界等の確認を行っている。 ・山村部では、対象となる面積が大きいことに加え、土地所有者の高齢化や不在村化が、土地所有者の立会による境界確認を困難化させており、結果、調査に時間を要するなど、地籍調査実施の支障となっている。 ・①広大な土地が多い山村部で筆界確認する際の土地所有者の負担軽減、②また所有者不明土地※においては隣接土地所有者による確認のみでも可とするなど、効率的な調査手法の導入について、速やかに検討頂きたい。 <p>※所有者不明土地:不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地</p>	
規制の状況	
<p>[地籍調査の概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土調査法に基づく地籍調査は、一筆ごとに所有者、地番・地目を調査し、土地の境界及び地積に関する測量を行う。 ・現地調査では、調査図に基づき、毎筆の土地について土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人立会いを求めて筆界等を調査している。 <p>[提案に対する対応状況]</p> <p>① 山村部での筆界確認 山村部の境界確認については、国土交通省が H30.5 に空中写真などのリモートセンシングデータを活用した新手法のマニュアルを策定している。この新手法を活用すれば、土地所有者が現地立会せず筆界を確認することができる。</p> <p>② 所有者不明土地での筆界確認 所有者不明土地は、その隣接する土地所有者等が立会し、筆界を明らかにする客観的資料がある場合に限り、調査することができる。(地籍調査作業規程準則第 30 条第 3 項)</p> <p>[課題]</p> <p>② 所有者不明土地では、筆界を明らかにする客観的資料がない場合は筆界未定になる。</p> <p>【筆界の調査(地籍調査作業規程準則第 30 条)】</p> <p>筆界は、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。</p> <p>2 第二十三条第二項の規定による立会が得られないことについて相当の理由があり、かつ、筆界を確認するに足る客観的な資料が存在する場合においては、当該資料により作成された筆界案を用いて確認を求めることができるものとする。</p> <p>3 土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在が明らかでないため、第二十三条第二項の規定による立会を求めることができない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合においては、前二項の規定にかかわらず、関係行政機関と協議の上、当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の確認を得ずに調査することができる。(略)</p>	
条例等所管部局等の回答 (農地整備課)	
<p>① 現行制度で対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空中写真などのリモートセンシングデータを活用した新たな手法により、提案内容の実現が可能。 <p>② 国へ制度の見直しを要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明土地の筆界確認について、客観的資料が乏しい場合であっても、隣接所有者等により筆界案の調査・確認が可能なときは、筆界案の公告等の一定の手続きを経た上で地籍調査を進める仕組みの構築等、地籍調査が円滑に進むよう、制度の見直しを国へ要望する。 	

昨年度の議論を踏まえ議題とする新たな論点

1 標準処理期間を定めている手続等に関する事項

(1) 本県の標準処理期間の設定状況

① 総件数

1,022件

② 設定日数の内訳

設定日数	件数	設定日数	件数	設定日数	件数
即日	4	30日(1月)	260	60日(2月)	82
1日	7	31日	4	65日	1
3日	9	32日	2	70日	3
5日	9	34日	9	71日	2
7日	15	35日	7	2月14日	3
10日	83	38日	4	2月15日	2
12日	3	40日	37	75日	3
14日	32	41日	1	80日	8
15日	38	42日	1	81日	2
16日	5	44日	4	90日(3月)	24
17日	2	45日	12	94日	1
18日	8	46日	1	95日	1
19日	16	49日	3	100日	2
20日	126	50日	14	105日	4
21日	16	51日	3	120日	1
22日	3	53日	3	140日	1
23日	5	54日	53	6月	4
24日	28	55日	1	8月	4
25日	14	56日	2	364日	1
28日	26	58日	3		
30日未満	449件 (43.9%)	30日以上 60日未満	424件 (41.5%)	60日以上	139件 (13.6%)

・即日(1件)「淡路夢舞台公苑の施設(駐車場)の利用許可」

〔淡路夢舞台公苑の施設(駐車場)の利用許可の申請(口頭による申し出)があった場合に、利用の許可を決定したときは、利用権を交付する。〕

・364日(1件)「流水占用の許可」

〔河川の流水を排他的・継続的に使用するための申請に対し、流量その他の河川の状態に照らして当該水利使用が十分成立し、流水の正常な機能の維持に支障を及ぼさないこと等が認められるものについて、許可を行う。〕

③ 件数の多い設定日数

- ・30日 260件 (25.4%)
- ・20日 126件 (12.3%)
- ・10日 83件 (8.1%)
- ・60日(2月を含む) 82件 (8.0%)

④ 全件数(1,022件)の平均日数

34.1日

(2) 規制改革推進会議における論点

論点1 標準処理期間は手続の性質等により一定程度統一化すべきか。
標準処理期間設定の考え方が所属ごとに違うことにより具体的な支障があるか。

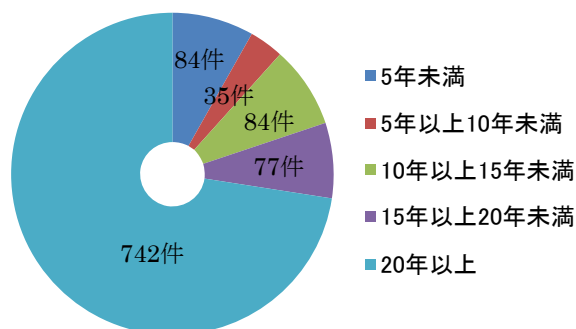
【現状の課題等】

① 標準処理期間を設定してから長期間が経過しているものが多い

[参考] 標準処理期間を設定してからの期間（見直したものは最終見直しからの期間）

《令和元年7月1日時点の経過期間》

- ・ 5年未満 84件 (8.2%)
- ・ 5年以上10年未満 35件 (3.4%)
- ・ 10年以上15年未満 84件 (8.2%)
- ・ 15年以上20年未満 77件 (7.5%)
- ・ 20年以上 742件 (72.6%)



《件数の多い経過期間（設定時期）》

- ・ 24年9ヶ月（当初設定時期 H6.10.1） 549件 (53.7%)
- ・ 23年3ヶ月（当初設定時期 H8.4.1） 92件 (9.0%)
- ・ 18年3ヶ月（当初設定時期 H13.4.1） 23件 (2.3%)

設定のきっかけと考えられる出来事
行政手続法 H6.10.1 施行
兵庫県行政手続条例 H8.4.1 施行
県民局設置条例 H13.4.1 施行

② 標準処理期間の設定に際しては、許可・認可等の手続の性質に応じた日数の目安など、全県的な統一性はなく、各所属の判断により処理日数が定められている

[参考] 標準処理日数別の主な手続等の例（件数の多い設定日数）

(1) 30日（又は1月）：260件

- ・ 高圧ガス保安法や液化石油ガス法に基づく、保安機関の認定、貯蔵施設等の設置許可等
- ・ 大麻取締法や麻薬及び向精神薬取締法に基づく、取扱者の免許の交付等
- ・ 道路法に基づく、道路占用許可等

(2) 20日：126件

- ・ 医薬品医療機器等法(薬機法)に基づく、販売業等の許可、更新等
- ・ 児童福祉法等に基づく、児童福祉施設の廃止・休止、認可事項の変更の承認等
- ・ 漁業法や県漁業調整規則に基づく、漁業の許可等

(3) 10日：83件

- ・ 職業能力開発促進法に基づく、職業訓練施設の設置承認等
- ・ 林業種苗法に基づく、生産事業者の登録
- ・ 住民基本台帳法に基づく、本人確認情報の開示請求に対する決定

(4) 60日（又は2月）：82件

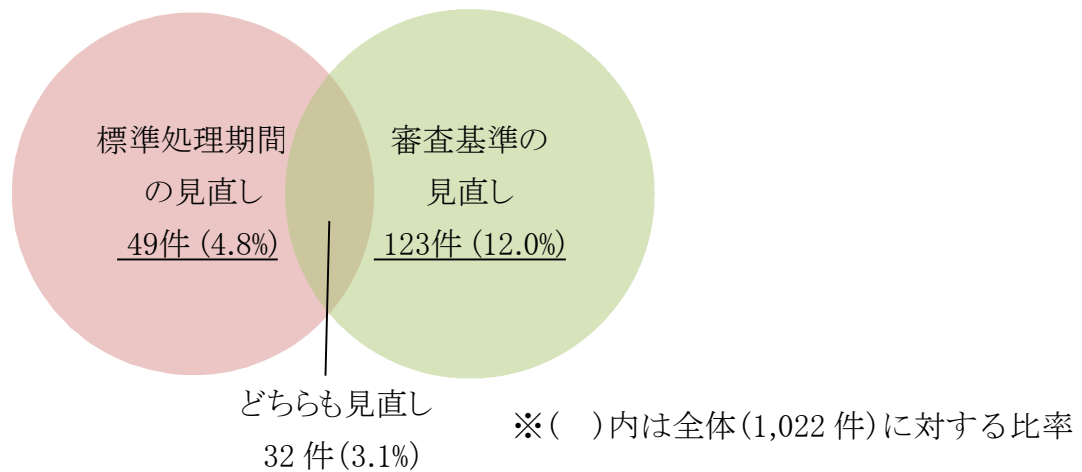
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、運搬業の許可、処理施設の譲受けの許可等
- ・ 貸金業法に基づく、貸金業の登録等
- ・ 武器等製造法に基づく、猟銃等製造、販売の事業の許可

論点2 標準処理期間の設定時点又は見直し時点から、一定期間を経過したものすべてについて、見直しを検討すべきか。
 その場合に、一定の見直しの方向性（基準）を示すことが必要か。

【現状の課題等】

- ① 標準処理期間を設定してからこれまでの間に、一度も見直しが行われていないものが大多数を占めている

[参考] 標準処理期間及び審査基準の見直し状況等 (令和元年7月1日時点)



《標準処理期間の見直しの例》

- ・ NPO 法人設立の認証 [4月→2月14日に短縮]
 国家戦略特区認定により、公告・縦覧期間が1年半短縮
- ・ 自立支援医療機関の指定 [50日→30日に短縮]
 毎月1日に指定更新をしていることから、業務執行実態に合わせて見直し
- ・ 浄化槽工事業の登録 [10日→30日に延長]
 県警への暴力団該当有無の照会期間を追加
- ・ 防災上有効な施設等の認定(石油コンビナート等) [30日→60日に延長]
 立地市町の消防機関等との協議期間の追加等、業務執行実態に合わせて見直し

- ② 処理日数の実態と標準処理期間とに乖離が生じているものもある

[参考] 実際の処理日数の例

項目	標準処理期間	処理日数の実績※	設定時期
火薬類の製造施設及び火薬庫の保安検査	30日	30.5日	H13.4.1
産業廃棄物処理施設の譲り受け等の許可	60日	67.0日	H13.4.1
卸売販売業の許可	20日	12.1日	H6.10.1
技能検定合格証書の再交付	10日	3.2日	H18.12.18

※実績は平成30年度1年間の処理日数の平均値

論点3 申請者の予見可能性をより高める設定とするためにはどうすべきか。

【現状の課題等】

- ① 本庁で許可を行う場合と出先機関で行う場合等で処理日数が異なる実態があっても、1つの標準処理期間のみを示しているなど、設定方法等が十分とは言えないものがある
- ② 手続事務に際して、所管の変更や担当職員の人数等の要因により、処理日数が変動する場合がある

【参考】標準処理期間の明示の例

(1) 内訳があるが申請時点では期間が判断できないもの ①

種別	内容
処分名	農地等の転用のための権利移動の許可
根拠法令及び条項	農地法（法令番号：昭和27年法律229号第5条第1項）
所管部局課室係名	農政環境部農業経営課農地調整室農地管理調整班（内線：4036）
関係条項	農地法第5条第2項、農地法施行令第11条～15条、農地法遂行規則第54条～57条
審査基準	<p>〔基準の概要〕</p> <p>1 農地の営農条件及び周辺の市街化の状況から転用の可否を判断する基準。具体的には、農用地区域内にある農地及び集团的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地については、原則として転用を許可することができないが、市街地の区域内又は市街地化が見込まれる区域内にある農地については、転用を許可し得る。</p> <p>2 土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準。具体的には、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等には、許可することができない。</p> <p>〔審査に当たって考慮する通知〕</p> <p>農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日12構改第404号） 農地法の運用について（平成21年12月11日21経官第4530号・21農振第1598号）</p>
参考事項	
設定等年月日	平成6年10月1日設定（平成28年4月1日最終変更）
標準処理期間	<p>総期間 35日 （注：休日及び補正に要する日数は含まない。処理期間の目安であって全ての申請がこの期間内に処理されるものではありません。）</p>
内訳	<p>経由機関 21日（市町農業委員会） 協議機関 処分機関 14日（農林(水産)振興事務所）</p>
設定等年月日	平成6年10月1日設定（平成21年12月15日最終変更）
備考	処理期間：※ 農業委員会においては、県ネットワーク機構に意見を聴く場合は28日 ※ 農林水産大臣に協議を要する場合においては、この限りでない。

(2) 内訳があるが申請時点では期間が判断できないもの ②

種別	内容
処分名	流水占用の許可(更新を含む)
根拠法令及び条項	河川法（法令番号：昭和39年法律167号第23条）
所管部局課室係名	県土整備部河川整備課事務班（内線：4414）
関係条項	河川法第40条第1項
審査基準	<p>1 当該水利使用に係る事業が、国民経済上及び国民生活上有効なものであること（昭和40年3月29日付次官通達建発河第58号）。</p> <p>2 流量その他の河川の状況に照らして、当該水利使用が十分成立しうるものであるとともに、他の河川の使用との間の調整が適正に行われ、かつ、流水の正常な機能の維持に支障を及ぼすものでないこと（昭和40年3月29日付次官通達建発河第58号）。</p> <p>3 その他当該水利使用に関する工作物の設置又はその工事により、治水その他の公益上の支障が生ずるおそれがないこと。</p> <p>4 同法第39条の規定による申出をした関係水利使用者で、当該申請に係る水利使用により損失を受けるものがあるとき（同法第40条第1項）。</p> <p>(1) 当該水利使用に係る事業が関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業に比し公益性が著しく大きいこと。</p> <p>(2) 損失を防止するために必要な施設を設置すれば関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業の実施に支障がないと認められること。</p>
参考事項	〔逐条解説〕河川法解説（河川法研究会・編著）
設定等年月日	平成6年10月1日設定
標準処理期間	<p>総期間 364日 （注：休日及び補正に要する日数は含まない。処理期間の目安であって全ての申請がこの期間内に処理されるものではありません。）</p>
内訳	<p>経由機関 28日（土木事務所等） 協議機関 168日（国土交通省等（認可等が必要な場合は318日）） 処分機関 168日（県土整備部土木局河川整備課、土木事務所等）</p>
設定等年月日	平成6年10月1日設定（平成13年4月1日最終変更）
備考	

[参考]

申請に対する処分の標準処理期間

処分名 開発行為の許可

根拠法令・条項：都市計画法第29条第1項及び第2項

標準処理期間	総日数 (注：※)	市街化調整区域以外		市街化調整区域		備考
		開発区域面積1ha未満	開発区域面積1ha以上 ゴ17場除く	5ha未満	5ha以上 20ha未満 ゴ17場除く	
		30日	45日	県民局60日 県民局90日 (開発審査会の議を経るもの) 本庁95日	125日	
内 訳	経由機関	－日	－日	本庁5日	5日	
	協議機関	－日	－日	－日	－日	
	処分機関	30日	45日	県民局60日 県民局90日 (開発審査会の議を経るもの) 本庁90日	120日	

(※)

- 1 休日及び補正に関する日数は含まない、処理期間の目安であって、全ての申請がこの期間内に処理されるものではありません。
- 2 県民局 … 県民局長が許可するもの（神戸を除く。）
本庁 … 知事が許可するもの（担当課室：開発調整室）
- 3 標準処理期間のうち、市町経由の日数は、処分機関の日数に含む。
- 4 都市計画法第32条に係る協議期間は含まない。
- 5 市町の開発等指導要綱による行政指導の期間は含まない。
- 6 市街化調整区域に係る開発行為で、都市計画法第34条第14号に該当し、開発審査会の議を経ることとされているもののうち、申請期間に開発審査会が開催されない月を含む場合の標準処理期間は、上記の総日数に30日を加えた期間とする。
- 7 開発行為を行うに当たり、農地転用許可、林地開発許可が必要となるものについては、各所管部局と調整のうえ、許可を行うこととなるが、その際の調整に係る期間は、標準処理期間には含まない。
- 8 贈与等による、土地の所有権の移転を行うために要する期間は含まない。

昨年度の議論を踏まえ議題とする新たな論点

2 許認可事務において要綱等の規定により事前申請等を求めている事項

・兵庫県の事務のうち、許認可等に関する申請を求める手続について、その申請の前に内容を確認する等の目的で事前の申請や協議等を行う旨を、条例、要綱・要領、通知、告示等で明文化しているもの

	提案事項	根拠規程等	具体的な内容	手続の流れ	その他
(1)	岩石採取計画認可に係る事前協議	岩石採取計画認可事務取扱要領(採石法)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、新たに岩石採取を行おうとするときは、認可申請を行う前に、事前協議書により県民局長・県民センター長に事前協議を行う。 審査基準を満たし、地元市町から意見がない場合は、県から事前協議の終了を通知する。 終了通知があった事業者は、採石法第 33 条の 3 に基づき、認可申請書を知事に提出する。 事前協議時の提出書類は、認可申請書による申請時と同様の内容で作成するよう定められている。 事前協議時の審査内容も基本的には認可申請時と同様だが認可申請の際には事前協議時の内容に加え、現地確認を行う。 		<p>《他府県の状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿圏の他府県でも、同様の手順を踏んでいる。(要領等に規定がない府県もあり) <p>《事前協議の目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> 採取方法や事業形態によっては採石法の適用を受けないものもあることから、事前協議によって、認可申請の要否を判断する必要がある。 鳥獣保護法等他法令の区域を含んでいないか、技術基準に適合しているか等を審査する必要がある、これらの審査や資料の手直し等に期間を要することから、円滑に処理するため、事前に内容の審査を行っている。
(2)	皮革関連施設の設置に係る事前協議	皮革産業適正立地事前審査指導要綱(化製場等に関する法律(化製場法))	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、皮革関連施設の設置に必要な各種法律の許認可等の申請を行う前にあらかじめ知事に協議の申出を行う。 知事は、関係法令による許可等の適否を審査し、その結果を事業者に通知する。 事業者は、通知結果に基づき必要な措置を講じた上で、法第 3 条に基づき皮革関連施設の設置許可申請を行う。 周辺環境への影響等を鑑み、県への事前協議を求めており、事前申請の内容は、関係法令に照らし、審査会によって適否が審査される。 		<p>《他府県の状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国の皮革関連施設の約 80%を、兵庫県及び姫路市が所管しており、姫路市でも同様の手順を踏んでいる。(他の近畿府県では規定は無い) <p>《事前協議の目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> 皮革関連施設は、原材料等の取扱い等に関して適切に処理されなければ、甚だしく不衛生となり、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすことになる。 このため事前審査では、公害防止対策の観点から、水質汚濁防止法等の関係法令に基づく許可等が行われる見込みであるかを審査している。 一方本申請では、化製場法に基づき、施設の場所や構造設備等が基準に適合しているかを審査している。
(3)	有料老人ホームの設置に係る事前協議	兵庫県有料老人ホーム設置指導要綱(有料老人ホーム設置運営標準指導指針(厚労省通知))	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、都市計画法に基づく開発許可又は建築許可の申請前に、事前申出による協議を、設置予定地を管轄する県民局長・県民センター長に行う。 設置希望者は、事前申出の後、県民局長・県民センター長から事前協議を行う旨の連絡を受けたのち、事前協議を行う。 事前申出は、第一次協議として、設置に当たっての指導や、所在市町への意見聴取を求めるための事前相談として実施する。 事前協議は、第二次協議として、施設の建築前に、設置基準等の適合性の判断を行うとともに、適切運営のための事前指導を行う。 事前協議の後、事業者は開発許可申請等を行う。 		<p>《他府県の状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿圏に限らず、他圏域の県でも、同様の手順を踏んでいる。 <p>《事前申出の目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前申出では、設置の目的や設置予定地取得計画、資金調達方法等の確認等、設置計画の早い時期での指導・監督に繋げている。 事前協議では、施設の建築計画がある程度進んだ段階で、施設建設の工期や職員配置等の確認を行っている。この段階で設置に関して重大な問題等が発生した場合、対処困難に陥る可能性があることから、事前申出時の確認が必要。 本申請(設置届)は、建築確認等の完了後に行われ、運営に関する収支計画、入居者の見込み等を確認している。